公益財団法人新潟観光コンベンション協会おもてなし助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、コンベンション誘致及び伝統芸能等の振興並びに観光施設の利用促進を図ることを目的として、新潟市内において学会、大会・会議、競技会・コンクール及び企業ミーティング（以下「コンベンション」という。）を開催する主催者が、そのコンベンション開催にともない、アトラクションとして伝統芸能等の式典や懇親会等での披露及びエキスカーションのためのバス、タクシー並びに水上交通機関(以下「交通機関等」という。)を貸切利用する場合、当協会の予算の範囲内において、その経費の一部を助成することとし、その助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、前条に規定する「コンベンション」の定義は、次の各号に定めるものとする。

（１）　学会

科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに準ずるものをいう。

（２）　大会・会議

各種組合・団体や組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会及び総会又はこれらに準ずるものをいう。

（３）　競技会・コンクール

団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化、芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。

（４）　企業ミーティング

企業がその企業やグループ企業の社員・職員等を対象として行う、各種会議、研修会、セミナー、式典等の集会その他これに準ずるものをいう。

（助成金の交付対象）

第３条　助成金の交付対象となるコンベンションは、公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱（以下「開催補助金交付要綱」という。）第３条に該当するものとする。

（助成基準及び交付額）

第４条　助成金の交付基準及び交付額は次の各号に定めることとする。ただし、交付額を算入することにより収入が支出を上回る場合には収支が一致する額を交付額の上限とする。

（１）　伝統芸能等のアトラクション

①　主に新潟市で活動している伝統芸能等の団体を式典や懇親会等で活用すること。

②　助成額は当該芸能等の出演料の２分の１以内、２０万円を限度とする。

（２）　エキスカーション

①　エキスカーションとは、コンベンション主催者によって企画され、あらかじめ参加者に対して周知されたコンベンション前後の観光・視察等とし、原則新潟市を発着するものをいう。

② コンベンション前後のエキスカーションで、新潟市内の観光施設又は商業施設（お土産店等）を１ヵ所以上入場もしくは利用する視察見学ツアーの交通機関等の借上料に対して助成する。
③ 助成額は交通機関等の借上料の２分の１以内、２０万円を限度とする。
④ 交通機関等の借上料には飲食等の費用を含まないものとする。
⑤ 借り上げる交通機関等は新潟県内の交通事業者であることとする。

（指定申請・審査・通知）
第５条 助成金の交付を受けようとする主催者は原則開催 1 ヵ月前までに次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。
（１） コンベンションおもてなし助成金助成対象指定申請書（別記様式第１号）
（２） 利用しようとする伝統芸能等の出演料及び借り上げようとする交通機関等の借上料の見積書(写し可)
（３） 開催プログラム案
２ 理事長は審査のうえ、当該コンベンションを助成対象と認める場合は、コンベンションおもてなし助成金助成対象コンベンション指定通知書（別記様式第２号）により主催者に通知するものとする。また、助成交付対象と認めない場合は、その旨及び理由を主催者へ通知するものとする。

（変更・取消申請）
第６条 主催者は、指定を受けた後において、交付額の算定基準に著しい増減が生じた場合等コンベンションの内容に変更が生じたとき、又は交付対象に該当しなくなった場合等により助成金の交付を辞退するときは、速やかにコンベンションおもてなし助成金変更・取消承認申請書（別記様式第３号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更又は取消を承認したときは、その旨を主催者に通知するものとする。
２ 理事長は、変更・取消申請に係るコンベンションの内容が助成対象に該当しないと判断したときは、助成対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

（実績報告及び交付申請）
第７条 主催者は当該コンベンションが終了したときは、終了日から起算して３ヵ月を経過した日、又は指定年度の３月３１日のいずれか早い日までに次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。
（１） コンベンションおもてなし助成金実績報告書兼交付申請書（別記様式第４号）
（２） 利用した伝統芸能等の出演料及び借り上げた交通機関等の借上料の領収証等の写し
（３） 当日のプログラム
（４） 収支決算書
（５） 都道府県別参加人数表等（実績）
２ 前項の第３号、第４号及び第５号については、開催補助金交付要綱第８条のコンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書を提出している場合は省略できることとする。

（助成金額確定及び助成金の交付）
第８条 理事長は前条のコンベンションおもてなし助成金実績報告書兼交付申請書等を受理したときは、その審査を行い、交付すべき助成金額を確定し、コンベンションおもてなし助成金交付金額確定通知書（別記様式第５号）により主催者に通知し助成金を交付するものと

する。

（助成金交付の取消及び返還請求）
第９条　理事長は主催者の提出書類にあきらかな誤り・偽りがあるときは、助成金の交付を取り消すことができる。また、助成金交付後においては、助成金の返還請求ができるものとする。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この要綱は平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成３１年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日等）
１　この要綱は令和２年７月１日から施行する。ただし、第３条の規定は、令和２年４月１日から適用する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際、現に改正前の第３条第１項第３号の規定により助成対象コンベンションの指定を受けているものは、改正前の第３条第１項第３号の規定を適用する。
附　則
この要綱は令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和５年１１月１日から施行する。